



廣崎 誠治 議員

大池公園整備第2段階予定は

永野開発交流推進課長

住民説明に必要な準備後に

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、3月議会で私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行るべきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



テニスコート場



健康増進施設

廣崎 誠治 議員

大山 晃 議員

人口増に向けた企業誘致は

川口副町長

スピード感をもって行動したい



問 開発公社は人口増に向けた企業誘致について、今後どのように考えているのか。

川口副町長（開発公社理事長）

坪根町長が掲げる「九州一輝く町」を推し進めるためにも、雇用確保に伴う人口増対策として、公用地などの取得や工場に限らず商業関係も含めた用地取得も不可欠であると確認している。具体的には工場誘致など、適地の町有地があればスピード感をもって誘致行動も可能となり、誘致企業の交渉も他の市町村より優位になると認識している。町も適地の絞り込みを行い、先行取得なども視野に事業展開していくことを理事会で確認している。

問 入札結果にくじ引きが多いのはなぜか。

福本建設課長 指名業者がそれぞれ落札の意思を表す中で入札書に金額を記載し提出。その結果、同額の業者が複数出ているた

め、くじ引きで決定している。

問 近隣の自治体の状況は。

福本課長 近隣もそういう状況であると把握している。

問 今まで問い合わせがあつた企業は。福田企画情報課長 川口開発公社理事長より報告があつたように、現在候補地の絞り込みをしていき、先行取得なども視野に事業展開していくことを理事会で確認している。

ランクによる業者数と発注基準			
土木工事一式			
・Aランク	1社	5000万円以上	
・Bランク	10社	2000万円以上 5000万円未満	
・Cランク	10社	500万円以上 2000万円未満	
・Dランク	2社	500万円未満	

ランクによる業者数と発注基準			
副町長 ランク付けは事業の種類			
・Aランク	2社	2000万円以上(現行)	
・Bランク	9社	500万円以上 2000万円未満	
・Cランク	10社	500万円未満	

建築工事一式			
・Aランク	3社	9000万円以上	
・Bランク	1社	4500万円以上 9000万円未満	
・Cランク	2社	1200万円以上 4500万円未満	
・Dランク	1社	1200万円未満	



問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコート8面程度建設を行つたらどうか。毎年5月（過去23回）上毛町ふれあいテニス大会を開催。現

スポーツ振興の街づくりは



こうげまち 議会だより 2017年2月号

問 基本構想作成委託1社による随意契約について、私は地方自治法施行令違反ではないかと質問した。前今任副町長は地方自治法施行令167条の2第1項第2に該当するとの答弁であった。県職員に聞いてみると、必ずしも悪いとは言えないがグレーゾーンである。最低でもコンペを行べきではないかと答えた。起案決裁を行う際、当時総務課長であつた副町長の見解はどうか。

契約案件は適正か

問 本町は上毛中のバレーボールを始めとするスポーツが盛んである。築上東部運動広場にテニスコ